

社会福祉法人志木市社会福祉協議会指定訪問介護事業所障害福祉サービス事業 運営規程

平成18年5月22日
規程第9号

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、当該事業を利用する障害者（児）（以下「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、外出時の介護等、その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 サービスの実施にあたっては、利用者の必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 サービスの実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人志木市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 志木市上宗岡一丁目5番1号 志木市総合福祉センター内
(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、サービスの利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成、及び訪問介護員に対する技術指導等サービス内容の管理等を行う。
- (3) 訪問介護員 3名以上（常勤換算）
訪問介護員は、居宅介護等計画に基づきサービスの提供にあたる。
- (4) 事務職員
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休
- (4) サービス提供時間 原則午前7時から午後10時までとする。
- (5) 連絡体制 携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。
(サービスを提供する主たる対象者)

第6条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）
- (4) 精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）
(サービスの内容)

第7条 事業所が行うサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護等計画の作成
- (2) 居宅介護（身体介護、家事援助）
- (3) 重度訪問介護
- (4) 同行援護
- (5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
サービスに付帯するその他必要な相談、助言
(利用者から受領する費用の額等)

第8条 サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣の定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領する。

2 事業所は、前項に定める利用者負担額について、各市町村が定める利用者等の所得区分等に応じて減額することができる。この場合、各市町村から代理受領する額は増加させず、別途、減額分の一部について公費助成を申請するものとする。

3 次条に定める通常の事業実施地域を越えて訪問介護員を派遣した場合は、その交通費について実費を徴収するものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から、片道10キロ未満 200円
- (2) 事業所から、片道10キロ以上 400円

4 電車・バス等を利用したサービスを提供した場合には、訪問介護員の交通費としてその実費を徴収するものとする。

5 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、志木市を区域とする。

(緊急時等の対応)

第10条 訪問介護員は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生

じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関わる責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営についての留意点)

第13条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 事業所はすべての職員に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 職員は、利用者が家族等から身体的、心理的等の虐待を受けていることを知った際には、市町村に通報等を行うものとする。

4 職員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

5 雇用契約においては、職員であった者が職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定める。

6 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人志木市社会福祉協議会指定訪問介護（障害者居宅介護）事業所運営規程（平成15年2月6日規程第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。